

船舶保険契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、船舶保険に関する契約を次のとおり締結する。

（保険対象）

第1条 保険対象船舶は「汽船 種市丸」とする。

（保険期間）

第2条 保険期間は令和7年4月5日午前0時00分から1年間

（保険金額）

第3条 保険金額は399,600,000円とする。

（填補の範囲）

第4条 填補の範囲は、船舶保険普通保険約款、船舶保険第5種特別約款（ただし、同約款第2条（休航戻）削除）によるものとする。

（保険料）

第5条 保険料は〇〇円とする。

- 2 甲は、この特約に基づく保険料を船舶の保険開始日の属する月の末日までに支払うものとする。ただし、保険料が保険開始日の属する月の末日までに支払われなかった場合の保険期間は、第2条の規定にかかわらず、保険料が支払われた日の翌日から1年間とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、〇〇円とする（免除する）。

（契約解除）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第9第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- （2） その他この契約に違反したとき。

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1） 不正の手段により保険料の支払を受けたとき。
- （2） 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 保険契約業務を実施するため、必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（損害賠償）

第9条 第7条又は第8条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第10条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに、警察官に通報しなければならない。

（保険料返還）

第11条 乙は、第7条又は第8条の規定により契約を解除された場合において、既に保険料の支払がなされているときは、保険料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により保険料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 ※ パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

※ 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

（その他）

第12条 この契約によりがたい事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙